



池田市立小学校におけるいじめ重大事態に係る調査報告書の公表について

池田市立小学校において発生したいじめ重大事態に関する調査結果が、池田市いじめ重大事態第三者調査委員会から答申されたので、以下のとおり公表します。

概要

令和3年6月下旬、当時6年生の児童が、同級生の児童から嫌な思いをする言葉や暴力などを受けたことにより、登校できなくなったもの。令和3年10月11日付けで「第三者委員会によるいじめ重大事態調査申入書」が代理人を通じて提出された。

池田市いじめ重大事態第三者調査委員会条例第2条に基づき、池田市いじめ重大事態第三者調査委員会へ令和4年2月1日に諮問し、調査および審議を重ね令和5年4月26日に市教育委員会に調査報告書が答申された。

いじめの認定

池田市いじめ重大事態第三者調査委員会は、次のいじめ行為が存在したと認定した。

- (1) 令和3年1月ごろから6月ごろまでの間において、当該児童は、児童Xより、教室などで、字が汚いことを指摘されたこと
- (2) 当該児童が、6年生時に、クラスの児童より、宿題を提出しなかったことを指摘されたり、揶揄（やゆ）されたり、宿題を提出しない理由を聞かれたりしたこと
- (3) 当該児童が、6年生時に、児童Xより、宿題をしていなかったことを指摘されたり、宿題を提出するように言われたりしたことや、児童Xと当該児童がドッジボールをしていた際に、当該児童が宿題をしていないからドッジボールで負けた旨を言われたりしたこと
- (4) 当該児童が、令和3年6月中旬、児童Yより、他の児童と話をしている際に邪魔をされたり、「邪魔」「どいて」などと当該児童がきつく感じる言葉を言われたりしたこと
- (5) 当該児童が、令和3年6月18日、休み時間のドッジボールの練習中、児童Xより、ボールを強く当てられたこと
- (6) 当該児童が、令和3年6月18日、昼休みの時間に、児童Xより背中を叩かれたこと

公表日時	令和5年12月8日（金）午後4時
公表期間	令和5年12月8日（金）～令和6年6月8日（土）
公表URL	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikucenter/zidouseitosidou/17448.html

問い合わせ 教育委員会教育部教育センター TEL072・751・4971